



Title	日本における外国人労働者受け入れ政策の課題に関する社会言語学的研究－技能実習制度と特定技能制度の相違点を中心に－
Author(s)	王, 澄鶴
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/103112">https://hdl.handle.net/11094/103112</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名(王瀧鶴)	
論文題名	日本における外国人労働者受け入れ政策の課題に関する社会言語学的研究 ——技能実習制度と特定技能制度の相違点を中心に——
<p>1993年に創設された技能実習制度は、国際貢献や技術移転を目的として掲げられた。ところが、実際の運用と当初の理念には大きな隔たりがある。第197回臨時国会では、特定技能制度が創設され、政府側は技能実習制度と特定技能制度は全く異なる制度であることを強調した。しかし、特定技能1号に認定されるためには、評価試験及び日本語能力試験のN4に合格する必要があるにもかかわらず、3年間の技能実習を良好に修了した外国人は試験を免除され、同業種の特定技能1号へ移行することが可能である。このことから、両制度は一定の連続性を持っていると考えられる。</p> <p>筆者は、技能実習生や特定技能外国人、登録支援機関や監理団体の職員、受け入れ企業の職員など、受け入れ現場の人々と接触する中で、両制度による外国人労働者の受け入れの実態及び両制度に内在する問題にある程度気付くようになった。技能実習制度と特定技能制度はこれまで異なる二つの制度として策定されてきたものの、実際には両制度は本質的にそれほど大きな差異がないのではないかと推測する。</p> <p>本研究の目的は、この作業仮説を問題意識の出発点として、技能実習制度と特定技能制度の枠組みの違いに着目し、両制度に存在する問題を解明することである。そのため、制度策定者が国会における答弁の中で両制度のあり方についてどのように述べているのかを分析する。また、監理団体や受け入れ企業の関係者、さらに技能実習の経験を有する特定技能外国人へのインタビューを行い、現場の人々が技能実習生と特定技能外国人の受け入れについてどのように考えているのかを分析する。</p> <p>この目的を達成するため、技能実習制度と特定技能制度の違いをまとめた上で、以下の三つのリサーチクエスチョン（以下：RQ）を設定する。</p> <p>① 技能実習制度と特定技能制度の違いについて、制度策定側の国会答弁、監理団体と登録支援機関、受け入れ企業及び外国人労働者はどのように述べているのか。      ② RQ①の分析を踏まえ、技能実習制度及び特定技能制度にはどのような問題点が存在するのか。      ③ RQ②で明らかになった問題点に対して、どのような解決策が考えられるのか。</p> <p>本研究は批判的談話研究のアプローチを用いて、第4章では、特定技能制度が成立した第197回臨時国会における制度策定者の発言を対象に分析を行い、両制度の枠組みの違いの背後にある制度策定者の意図を明らかにした。</p> <p>第5章では、技能実習生及び特定技能外国人を受け入れた経験を有し、登録支援機関を兼ねる監理団体関係者の発言を基に、技能実習制度と特定技能制度の枠組みの違いに関する認識を分析した。</p> <p>第6章では、技能実習生及び特定技能外国人を受け入れた企業関係者の発言を対象に、両制度の枠組みの違いに対する見解を検討した。</p> <p>第7章では、技能実習から特定技能に移行した外国人労働者の発言を基に、両制度における生活や仕事に関する経験を分析した。</p> <p>分析を通じて、技能実習制度における三つの主要な問題点が指摘できた。</p> <p>第一に、制度の建前と運用に関する問題が挙げられる。技能実習制度に関する監理団体、受け入れ企業、そして技能実習生本人のいずれも、制度の公式な目的を必ずしも強く意識していない実態がさらに明確になった。むしろ、本研究の分析から、制度が受け入れ企業、監理団体及び技能実習生がそれぞれの経済的利益を追求する形で運用されていると言える。</p> <p>第二に、悪質な送り出し機関の完全な排除と技能実習生の経済的負担軽減の困難性が指摘される。特に、送り出し機関と監理団体が連携して技能実習生を受け入れる過程は、技能実習生を「良質な労働力」として育てるための一環として機能していることが明らかになった。また、監理団体の調査協力者の発言から、悪質な送り出し機関の排除よりも、送り出し機関の教育の質や実習生の真面目さ、管理のしやすさが重視される場合があることが示唆されている。</p>	

さらに、監理団体と送り出し機関の間で不正な金銭のやり取りが行われている可能性や、送り出し機関と同国政府との間に贈収賄が存在する可能性も指摘された。

第三に、技能実習生を不平等な地位に追い込む問題が挙げられる。実際には、受け入れ企業や監理団体が自らを上位の立場に置き、技能実習生を下位の立場に位置付けることが見られる。また、監理団体が受け入れ企業の利益に偏り、技能実習生が受け入れ企業にとって有能な労働力になるように教育・管理を行う場合があることが明らかになった。加えて、技能実習生に対するネガティブな認識の存在も指摘され、監理団体による支援や指導は結果的に技能実習生への管理につながる可能性がある。

特定技能制度に関しては、四つの主要な問題点が指摘できた。

第一に、受け入れ企業と外国人労働者が直接マッチングできる仕組みが確立されていない点が挙げられる。本研究を通じて、受け入れ企業が自ら特定技能外国人と直接コンタクトを取る方法がないため、登録支援機関を通じて人材を紹介してもらうケースがあることが確認された。しかし、登録支援機関の利用には一定の費用が発生するため、それが企業にとって経済的負担となる場合がある。特定技能外国人も受け入れ企業との直接的なコンタクトの方法がないため、職業紹介業者に依存せざるを得ない状況にある。しかし、職業紹介業者を利用する際には、高額な経済的負担が生じる場合があり、悪質な職業紹介業者による経済的被害を受けた事例も報告されている。

第二に、民間の利益追求団体に依存する特定技能外国人への支援が問題である。受け入れ企業が登録支援機関に委託し、支援の費用も負担しているにもかかわらず、登録支援機関の支援の質は特定技能外国人にとって不十分な場合があることが推察される。また、登録支援機関は実際には特定技能外国人に生活上の問題を自己解決させる事例が見受けられ、支援が形式的なものにとどまる場合も指摘されている。

第三に、転職が容易にできないという問題も存在する。制度策定者は国会答弁において、特定技能制度の魅力の一つとして転職の可能性を強調している。しかし、特定技能外国人は転職を希望していても、様々な原因により転職が実現できない事例が明らかになった。特定技能制度は制度上転職を可能にしているものの、受け入れ企業や登録支援機関に対する監督や転職に関する公的支援が不十分である中で、その実現は外国人労働者の努力と運に大きく依存している。

第四に、特定技能2号の制限と現場のニーズと合致していない点が問題となっている。政府側の国会答弁を分析した結果、特定技能制度が外国人労働者の永住権の取得を難しくするよう設計されていることが明らかである。しかし、受け入れ企業の中には、外国人労働者が特定技能2号を取得し、長期雇用を求める声があるものの、現行の制度は企業側のこのような希望に十分に応えられていないと考えられる。同時に、特定技能2号の取得を希望する一部の外国人労働者は、その取得の難しさから他国での就労を選択する可能性があるため、その結果、日本国内での労働力確保が難しくなる恐れがある。

本研究の分析を通して、技能実習制度と特定技能制度のいずれにおいても、出稼ぎ目的で日本に来た外国人労働者が、日本社会において支援が不足した脆弱な立場に追いやられる構造が依然として変わらないことがより明らかになった。

これらの問題を改善するために、建前と本音の一致化、両制度における外国人労働者の地位向上、転職機会の確保、受け入れ企業と外国人労働者の間の情報共有システムの構築と拡大、そして永住権の取得の拡大及び外国人労働者の住環境の整備を提案した。

本研究は、技能実習制度と特定技能制度に焦点を当て、制度策定者である政府機関の国会での発言のみならず、両制度の実際の運用に関与する監理団体や登録支援機関、受け入れ企業、さらには外国人労働者の発言も分析の対象とした。このように分析の範囲を拡大することで、各ステークホルダー間における利害関係や依存関係がより鮮明になり、それぞれのステークホルダーの立場や発言が制度の構造とどのように結びついているかを一定程度明らかにすることができた。また、本研究は、批判的談話研究の視点から、技能実習制度と特定技能制度に関する談話を、制度に関与するステークホルダーの認識や見解を知として分析することを試みた。この点において、デュースブルク学派のアプローチにおける装置と知の関係性をより詳細に明らかにすることに一定の示唆を与えられると考えられる。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏　名　(	王　瀧鶴　)
	(職)	氏　名
論文審査担当者	主　查　　准教授	榎本　剛士
	副　查　　教　授	植田　晃次
	副　查　　教　授	義永　美央子

### 論文審査の結果の要旨

本博士学位申請論文は、日本の技能実習制度と特定技能制度について、「批判的談話研究」のアプローチに依拠し、制度策定側の国会答弁に加え、監理団体や受け入れ企業の関係者、さらに、技能実習の経験を有する特定技能外国人に対して行ったインタビューの談話を分析することで、両制度をめぐる現状と問題点を解明することを目的としている。

本論文は、全 9 章で構成される。第 1 章「序論」では、日本における外国人労働者受け入れ政策と技能実習制度の歴史的変遷を踏まえ、技能実習制度と特定技能制度の概要、および、両者の相違が説明されている。その上で、「技能実習制度と特定技能制度はこれまで異なる二つの制度として策定してきたものの、実際には両制度は本質的にそれほど大きな差異がないのではないか」という作業仮説が導出されている。

第 2 章「先行研究と本研究のリサーチクエスチョン」では、技能実習制度、特定技能制度を扱った先行研究の検討を通じて、現場の実態に基づく考察を行った研究が少数にとどまっており、制度策定者、外国人労働者、受け入れ企業、監理団体、登録支援機関といった主要なステークホルダーを包括的に検討した研究が未だほとんど見られない、という先行研究の限界が指摘され、本研究のリサーチクエスチョンが設定されている。

第 3 章「理論的枠組みと調査対象」では、本研究が採用する「批判的談話研究」について、主要なアプローチが紹介された後、本研究が特に援用する「デュースブルク学派」のアプローチの理論的枠組みと具体的な分析の着眼点が論じられている。その上で、本研究におけるデータとその収集方法が示されている。

第 4 章「国会答弁の批判的談話研究」では、特定技能制度が成立した第 197 回臨時国会における制度策定側の答弁を取り上げ、両制度の枠組みの違いの背後にある前提や意図が明らかにされている。具体的には、外国人は経済維持のための「道具」であるという価値観、技能実習制度と特定技能制度は異なる制度であるにも関わらず、技能実習の経験を有する外国人を特定技能に移行させようとする意図、また、外国人を労働力として利用することに重きを置きつつ、永住権の取得を制限しようとする思惑が、批判的談話研究を通じて炙り出されている。

第 5 章「監理団体の語り」では、技能実習生、および、特定技能外国人を受け入れた経験を有し、登録支援機関を兼ねている監理団体関係者の語りをもとに、技能実習制度と特定技能制度の枠組みに関する認識が分析されている。分析を通じて、監理団体は、技能実習制度の目的である技術移転や日本の国際貢献の実現を目指しているわけではなく、企業の人手不足の解消と自らの利潤追求の手段として技能実習生の受け入れを進めようとしている、また、受け入れ企業に対する監督・指導よりも、実習生が企業と円滑な関係を築き、喧嘩や無断欠勤といった問題を起こさないよう、実習生の教育や管理に力を入れている、そして、技能実習生や特定技能外国人との関係において、監理団体と登録支援機関は自らを目上の立場として認識し、保護・支援されるべき彼／女らを教育・管理の対象として下位に位置づけている、といった現状が明らかになっている。

第 6 章「受け入れ企業の語り」では、技能実習生、および、特定技能外国人を受け入れた企業関係者の発言から、両制度の枠組みに対する「監理団体」とは異なる立場からの認識が検討されている。本章を通じて、技能習得や技術移転といった理念よりも、外国人労働者が企業の人手不足を解消し、利益を維持する役割を担っている点を受け入れ企業も強く意識しているが、技能実習制度において設けられている「監理団体」や「送り出し機関」といった仕組みがすべての企業にとって適切であるとは必ずしも認識されていないこと、また、外国人労働者に対する「ルールを守れない」「責任感に欠ける」などの先入観から、技能実習生を技能習得の主体としてよりも、管理・教育の対象とし

て見ていることが明らかになっている。さらに、監理団体については、企業に対する監督や指導といった役割が後景化し、技能実習生を管理する役割を担う存在として認識され、登録支援機関についても、特定技能外国人への支援の質の向上ではなく、企業側の事務負担軽減の任を負っている、といった認識の実情が詳らかになっている。

第7章「特定技能外国人の語り」では、技能実習から特定技能に移行した外国人労働者の語りから、両制度における生活や仕事に関する経験が分析されている。技能実習生の多くが、制度の目的である技術移転ではなく、自身や家族の経済状況の改善を主な目的として来日しており、来日前の送り出し機関では、技能の習得を直接支援する内容よりも、日本語の学習、仕事中の礼儀やマナー、日本での生活ルールなど、外国人労働者が日本社会や企業のルールを理解し、円滑に業務を行うための内容が中心となっていること、また、実習生が十分な日本語能力を身につけないまま来日していることに加え、来日前に自ら仕事を選ぶ自由が制限されている状況、さらに、多くの技能実習生が来日前に高額な費用を負担しており、一部の場合にはブローカーが関与している実情が確認されている。併せて、監理団体による技能実習生に対する支援が不十分であるため、技能実習生が自身の境遇を改善し、自己エンパワーメントを達成することが極めて困難である状況、そして、技能実習から特定技能への移行の際、受け入れ企業と外国人労働者の間で情報が十分に共有されておらず、多くの外国人労働者が職業紹介業者に依存せざるを得ない実態も明らかになっている。

第8章「総合的考察」では、制度運用の実態を認めずに貫かれる建前、悪質な送り出し機関の完全排除と実習生の経済的負担軽減の困難、技能実習生を弱い地位に追い込む制度運用、受け入れ企業と外国人労働者の直接マッチングが不可能な状況、特定技能外国人支援の民間利益追求団体への依存、といった問題が指摘され、建前と本音の一致、両制度における外国人労働者の地位向上、転職機会の確保、受け入れ企業と外国人労働者の間の情報共有システムの構築と拡大、そして、永住権取得の拡大、および、外国人労働者の住環境の整備、という改善策が提示されている。

第9章「終章」では、本研究で明らかになったことを特に技能実習制度・特定技能制度の問題点に焦点を当てて振り返るとともに、本研究が「批判的談話研究」に対して持つ方法論的な意義、および、本研究の限界と今後の展望が記されている。

特定の社会問題に対する分析者の政治的な立場や態度を前面に出すことが大きな特徴である「批判的談話研究」においては、その方法論的帰結として、権力を持つ側と抑圧される側、強者と弱者を固定化した、やや単純な社会理解に陥ってしまうケースが少なくない。しかしながら、王氏の博士論文は、技能実習生や特定技能外国人に寄り添う姿勢を保持しつつも、制度を策定する側のみならず、監理団体、受け入れ企業、技能実習の経験を有する特定技能外国人といった、制度に関与する主要なステークホルダーの談話を分析の射程に収めたことで、従来の批判的談話研究も糾弾すると思われる政府側の談話の背後にある前提・イデオロギーだけでなく、制度の中でそれぞれが相互に形成してしまっている複雑な利害関係、依存関係を現場から照らし出すことに一定程度、成功している。このことは、批判的談話研究に対する方法論的批判・貢献としても、高く評価できる。

その一方で、デュースブルク学派の理論的源泉であるフーコー的「知」の理解と分析への適用、分析手順の明示化を含む分析の主觀性・恣意性を避けるための措置、議論展開の精緻さに改善の余地があるとともに、特定技能外国人の談話の批判的分析が（上記の理由により）遠慮気味であること、提示されている改善策がやや楽観的と思われること、コンテキスト批判の射程が日本国内に限られていること、といった問題点もある。しかし、それらは本論文の学術的価値と方法論的貢献を損なうものではない。

以上の通り、本論文を博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認める。